

安全・安心な「民泊サービス」の提供

【担当省庁】厚生労働省、観光庁

奈良県における取組

1 奈良県の方針

- 多様化する宿泊ニーズに対応する「新たな宿泊形態」を推進
- 宿泊客の安心・安全の確保、周辺住民の不安解消・トラブル防止

2 取組状況

国において民泊に関する新法制定が検討されている中、本県においても民泊サービスを速やかに、かつ、スムーズにスタートさせるため、国の動向を注視しながら、次の項目について検討に着手

検討に当たっての懸案事項

1. 宿泊客の安全・安心の確保

住宅提供者、管理者、仲介事業者に安全面・衛生面の管理を適切に行わせるため、管理基準を策定するとともに、届出・登録時及び届出・登録後のチェック体制、指導体制を整える必要がある。

2. 周辺住民の不安解消・トラブル防止

民泊サービスを円滑に運用するためには、周辺住民の理解が不可欠。違法民泊の営業や周辺住民とのトラブルの発生を受け、通報・相談窓口を設置する例も出ていることから、「相談・苦情対応窓口」の設置などの措置が必要。

3. 民泊サービスの円滑な実施

年間営業日数や法令違反行為等のチェック方法・体制を早期に構築するとともに、法案や運用指針等の策定段階の情報を、随時、自治体と共有することが必要。

国にお願いすること

国におかれては現在、「民泊サービス」の法制度化を進めておられるが、次の各事項について、特段の配慮をお願いしたい。

1. 宿泊客の安全・安心の確保

- 消防法、建築基準法に規定されている既存旅館業に準じた**防火・避難体制等の基準**を設けること。
- 既存旅館業に準じた**衛生措置基準**を設けること。

2. 周辺住民の不安解消・トラブル防止

- 自治体に対して、無届けの住宅提供者、また、無登録の管理者に対する**報告徴収**や**立入調査権限**を設けること。
- 宿泊者以外の者が民泊施設に出入りしないようにするため、**管理者に監視**させるなどの義務を設けること。
- **府県を超えて事業活動を行う仲介事業者や管理者(外国法人等を含む)**については、**国において指導・監督**を行うとともに、自治体と情報を共有すること。
- 周辺住民とのトラブルが発生した際に、**住宅提供者、管理者に対して、速やかに、かつ、適切にトラブルに対処できるような体制**を講じることを義務づけること。

3. 民泊サービスの円滑な実施

- **年間営業日数や法令違反行為等のチェック方法・体制**について、具体策を提示すること。
- 住宅提供者の届出、管理者の登録は、「インターネットを活用した手法を基本とする」と示されたが、**国においてシステム開発の指針**を示すこと。
- 新法の施行日については、自治体において準備・調整期間が十分に確保できるように配慮すること。
- 法案や運用指針等の内容について、随時、**自治体に情報提供**を行うとともに、**自治体の意見にも配慮**すること。

4. 財政措置

- 民泊サービス制度の運用を確実なものとするため、自治体の制度運用に要する経費に対して、**財政的な措置**を講じること。